

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、大規模小売店舗を新設する者から届出に係る事項を変更する旨次のとおり届出があった。

平成18年8月8日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 イオン株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン盛岡南ショッピングセンター 盛岡市向中野字向中野（都市再生機構ゆいとぴあ盛南地内）105 街区
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更の理由 大規模小売店舗立地法第8条第4項に基づく県の意見を踏まえ、通過交通の阻害の未然防止及びお客様の利便性の向上を図るための対応策を講ずるため。

2 届出年月日 平成18年7月11日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所